

【お知らせ】

<茨城県立石岡第二高等学校専用リーフレット>

令和2年7月分から就学支援金の判定基準が変更となります

令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（**両親2人分の合計額**）により判定（**令和元年分**の税情報）

【計算式】 **市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

<判定基準>

上記による算出額 < **304,200円**

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



【注意】 **申請者に直接支給されません。**

学校が事務処理により、保護者に代わって、県に納めます。

<支給額>

- 高等学校
 - 全日制課程 年額118,800円
 - 定時制課程(単位制課程以外) 年額 32,400円
 - 定時制課程(単位制課程) 履修科目1単位につき年額 1,620円
 - 専攻科課程 年額118,800円
 - 通信制課程 履修科目1単位につき年額 180円
- 中等教育学校(後期課程) 年額118,800円

課税総所得が明記されていない例

年度 市民税・県民税 課税証明書

納税義務者の住所・氏名

年々の所得等の表記です。

所得区分	所得額	所得控除額	課税標準額
給与所得	1,200,000	100,000	1,100,000
事業所得	500,000	50,000	450,000
不動産所得	300,000	30,000	270,000
雑所得	100,000	10,000	90,000
合計	2,100,000	190,000	1,910,000

総合計所得額(A)

所得控除額(B) (各項目を合計)

課税標準額 = 総合計所得額(A) - 所得控除額(B)

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

区分	子の人数	年収の目安
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円まで
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円まで
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1,030万円まで
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1,070万円まで
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1,090万円まで

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。



就学支援金のお申込みについて

（在校生の皆さん）

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。

既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。

（注）このほかにも、都道府県において独自の授業料支援を行う場合があります。



現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。



【重要】＜税の申告について＞

税の申告が済んでいないと、就学支援金は受給できません。

・就学支援金の判定は、提出いただいたマイナンバーカードの写し等を使用し、就学支援金の申請を行う年の1月1日に住所を有する市町村に、システムを通じて税情報の照会を行います。

その際、事前に「税の申告」が済んでいないと、税情報の取得ができません。税情報が取得できないと、就学支援金の判定を行うことができず、授業料を支払う必要が生じる可能性があります。そのため、以下に該当する方は、就学支援金の申請を行う前までに、令和元年分の所得について、必ず税の申告（確定申告）を済ませてください。

＜1 確定申告が必要な方＞

- ・自営業、フリーランスなどの個人事業主の方
- ・公的年金を受け取っている方（※就学支援金を受給する場合は、確定申告が必要です。所得が遺族年金のみ受給の場合は不要です。）
- ・複数箇所から所得を得ている方
（⇒副業している場合、パート・アルバイト等の掛け持ちをしている場合など）
- ・給与所得以外の所得を得ている方
（⇒不動産所得、株式の売買所得、その他物品等の売却による所得が、対象年で20万円を超える場合など）
- ・競馬、競輪等の公営ギャンブルで得た利益が対象年に50万円を超える方
- ・遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金で得た金額が対象年に50万円を超える方
- ・給与の年間収入金額（支給額）が2000万円を超える方（※ただし、両親での年収が約910万円未満でないと就学支援金は受給できません）
- ・退職所得がある方で「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先に提出していない場合
- ・＜注意＞ 無職、無収入の方（※就学支援金を受給する場合は、収入が無いことを税情報照会で行うため）
- ・＜注意＞ 「生徒本人」の税情報で判定する場合（生徒が施設入所の場合や、成人している場合）も申告が必要です。

＜2 確定申告が不要な方＞

- ・所得が1つの勤務先からの給与所得のみで、その勤務先で年末調整を行っている方。
（給与所得以外に＜1 確定申告が必要な方＞に記載した所得を得ていない場合に限りです。）

【問い合わせ先】

- ・茨城県立公立高等学校に係る修学支援制度について

①各高等学校事務室（茨城県立石岡第二高等学校）

電話番号：0299-23-2101

②茨城県教育庁総務企画部財務課 修学支援担当

電話番号：029-301-5169

《授業料以外の学校徴収金については①各高等学校事務室にお問い合わせ願います。》

【制度に係る情報について】（文部科学省のホームページ）

- ・文部科各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、
令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。



高校生等への修学支援

検索

